

甲賀市立 水口小学校  
いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

甲賀市立水口小学校

## 目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義 .....	- 1 -
3. いじめの禁止 .....	- 2 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ未然防止のための取り組み.....	- 2 -
(2) いじめの早期発見 .....	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) インターネットを通じて行われるいじめや性的ないじめに対する対策の推進 .....	- 4 -
(5) 家庭及び地域との連携.....	- 4 -
《家庭》 .....	- 5 -
《地域》 .....	- 5 -
(6) 関係機関との連携.....	- 5 -
6. 重大事態への対処 .....	- 5 -
(1) 重大事態の意味について .....	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 6 -
7. 基本方針の見直し .....	- 6 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
本校のストップいじめアクションプラン.....	- 6 -

# 甲賀市立水口小学校 いじめ防止基本方針

令和8年（2026年）4月1日

甲賀市立水口小学校長

早川 和彦

## 1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

## 2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。
- 6 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 7 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。

### 3.いじめの禁止

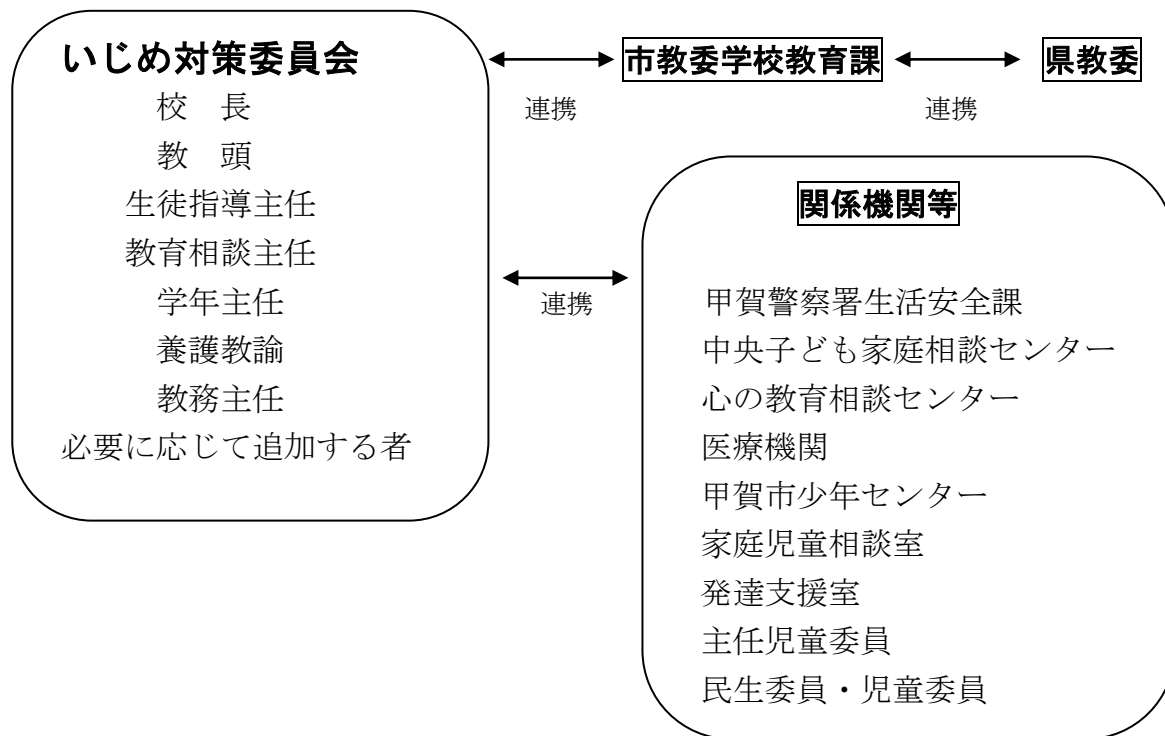
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

### 4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

#### ◎ 生徒指導体制



### 5.学校全体としての取組

#### 学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

#### (1) いじめ未然防止のための取り組み

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許

されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

また、学校内外のあらゆる活動を通して、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解するための取り組みを行うとともに、児童生徒に規範意識と自尊感情を醸成し、互いを思いやる豊かな心を育てていく。

学校は、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、いじめを許さない学校風土をつくり出そうとするいじめ防止に資する活動等、児童生徒自身の主体的な活動を支援する。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 「わかった」「できた」と自分の学びの変化や深まりを実感し、ひと、もの、社会、自然に進んで関わって学ぶ学習を推進する。
- ④ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑤ 自他の命を大切にし、一人ひとりが互いの良さを認め合う「居場所づくり」に努める。
- ⑥ 学級活動や各教科等において、意見交流や話し合いの機会を設定し、対話を通してコミュニケーション能力の育成を図る。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。また、重大な被害が疑われる場合や不登校が予想される場合には、調査に向けた準備を早期に行う。

学校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、県や市などの相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境をさらに整えていく。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施し、結果によって迅速かつきめ細かな対応を行う。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

## (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携をして、適切な支援や情報の共有等、具体的な今後の取組方策の策定等を行う。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。(ただし、これらの要件

が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。)

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめや性的ないじめに対する対策の推進

- ① パソコンやスマートフォンを利用したいじめ防止と啓発

児童に対して、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。また、児童のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、学校と連携し、その適正な管理や危険性などを周知する啓発活動を実施する。

- ② パソコンやスマートフォン等を利用して行われるいじめに対処する体制の整備

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼす。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、それらのことを児童に対して理解させる取り組みを推進する。

加えて、パソコンやスマートフォン等を利用したいじめについては、関係機関と連携し、実態把握を行うとともに迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努める。

- ③ 性的ないじめの防止と対策の推進

子どもでもインターネット等において、性に関する過激な情報に触れることができる一方で、性的なことへの配慮やデリケートな問題であることの認識が不十分な場合もある。性的ないじめはいじめを受けた児童生徒を心身ともに深く傷つけるものであり、犯罪と認定される場合もあるため、即時に対応し行為の重大性を教えていく。様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童生徒の発達の段階を踏まえた啓発を行うとともに、深刻な性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図る。

#### (5) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

## 《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員・児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

### (6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味について

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定 文部科学省）」に従って適切に対応する。

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
    - 児童が自殺を企図した場合
    - 身体に重大な障害を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

## 7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものにしていく。

## 8. いじめ防止等に向けての年間計画

### 令和8年度「ストップいじめアクションプラン(行動計画・年間計画)」(甲賀市立水口小学校)

□：教職員の取組や活動    ○：児童の取組や活動    △：PTAの取組や活動    ◇：地域の取組や活動  
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

月	教職員・児童の取組や活動	ねらい (*未然防止◎早期発見)	PTA・地域の取組や活動	PDCA サイクル
4月	<input type="checkbox"/> 生徒指導方針・全体計画 <input type="checkbox"/> わが校のストップいじめアクションプランの策定 <input type="checkbox"/> 児童引き継ぎ、情報交換 <input type="checkbox"/> ゴールデンウィーク前の指導	* ◎いじめ問題についてどう防ぐか、どのような方法で早期に見つけていくか、どう対処するか基本方針を示す。 * 児童の人間関係について確実に引き継ぐ。	△ P T A 総会での学校教育基本方針説明 △◇ストップいじめアクションプランのHPでの確認。	年間計画と基本方針の周知
5月	<input type="checkbox"/> 個別懇談会 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもと語る期間 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input checked="" type="checkbox"/> 色別活動 <input type="checkbox"/> 特別支援学級参観授業	◎ 児童の様子について家庭からも情報を得る。 ◎ 児童の課題について教職員で共通理解し指導にあたる。 * みんなで協力し合うことの楽しさを体感するとともに、下学年に合わせて対応することや頼られる喜びを感じ、自尊感情を高める。 * 支援学級での児童の様子や得意なことを知り、交流学級での活動に活かす。	▲ 個別懇談会	

月	教職員・児童の取組や活動	ねらい（*未然防止◎早期発見）	P T A・地域の取組や活動	PDCA サイクル
6月	○生活目標の発表 ■生活アンケート	* 全校児童が、同じ目標に向かって取り組める場の設定と雰囲気づくりをする。 ◎ アンケートと子どもとの1対1の語り合いから、児童の人間関係や困り感の把握に努める。		
7月	◇民生児童委員との会議 ●命の教育プロジェクト（参観） □夏休み前の指導 □学校評価	* 地域での児童の様子を知り、またいじめ防止に向けて、地域との協力を図る。 * 生命尊重、思いやり、公正公平等、道徳の授業を通して児童の人権感覚を育む。 * ルールやマナーを守ることの大切さを意識づける。 * ◎これまでの反省をいかして今後の取り組みを考える。	◇民生児童委員との会議 ◇学校評議員会 △命の教育プロジェクト（参観） ▲◆地区別懇談会 △学校教育保護者アンケート	※夏休みまでのいじめの状況把握と対応の検討と見直し
8月	□教職員研修（人権・福祉・生徒指導）	* ◎いじめや人権に対する意識の向上と、子どもたちへの指導に活かす。		
9月	□個別懇談会	◎ 児童の様子について家庭からも情報を得る。	▲個別懇談会	
10月	●運動会（児童会種目・色別応援・集団演技等） ■生活アンケート ■子どもと語る期間	* ◎応援合戦など異年齢の交流を図り、集団演技や運動会全体を通して児童の様子を観察し仲間づくりや集団づくりに努める。 ◎ アンケートと子どもとの1対1の語り合いから、児童の人間関係や困り感についての早期把握に努める。	▲個別懇談会	
11月	□教職員研修 ■子どもを語る会	* ◎いじめに対する見方や把握・対応の仕方など改めて考える機会とする。 ◎ 児童の課題や人間関係について教職員で共通理解し、指導にあたる。		
12月	●人権週間の取り組み（人権作文・人権標語等） □冬休み前の指導 ●親子人権学習会	* 人権感覚を高める。 ◎ アンケートや懇談からいじめにつながる事象はないか、把握に努める。 * ルールやマナーを守ることの大切さを意識づける。 * 地域での子どもたちの様子を知り、またいじめ防止に向けて、地域との協力を図る。 * 人権について改めて考え、普段の生活を見直す機会とする。	△学校教育保護者アンケート ◇学校教育ボランティアアンケート ▲P T A親子人権学習会	※冬休みまでのいじめの状況把握と対応の検討と見直し
1月	□学校評価 ●創立記念行事	◎ * 各種アンケートの結果から、いじめ対策について振り返り、次年度に活かす。 * 所属意識を高める。	◇学校評議員会	
2月	■子どもを語る会 ■生活アンケート □六年生の卒業を祝う会	◎ 子ども同士の間関係を把握すると共に、次年度に活かす。 ◎ アンケートを基に児童の状況を把握し、指導を行う。 * 集団の望ましい人間関係の育成と自主性の育成を図る。		
3月	□一年間の取り組みの見直し	* 今年度の生徒指導やいじめ対策が適切に行われていたか、改善点はないか話し合い、次年度に	◇学校関係者評価委員会 ◇学校評議員会	※3学期および年間のおよびのいじめの対応の検討

	<input type="checkbox"/> 春休み前の指導	<p>活かす。</p> <p>*ルールやマナーを守ることの大切さを意識づける。</p>		<p>・見直し</p> <p>※新年度に向け計画の見直し</p>
年間を通して	<p>●学級遊び(随時)</p> <p>○委員会活動・クラブ活動(自治的活動)</p> <p>○みなくちっ子委員会での生活目標の決定</p> <p>■生徒指導日誌への記録</p> <p><input type="checkbox"/>特別支援学級との交換授業</p> <p>■部会での児童の実態把握・指導方針の確認</p> <p>→職員会議での共通理解</p> <p><input type="checkbox"/>通学指導・巡回指導(職員&amp;PTA)</p> <p>■いじめ防止対策委員会</p> <p>■ケース会議(必要に応じて随時)</p>	<p>*学級集団作り。</p> <p>*児童、教職員も含めた全校体制で臨む。</p> <p>*児童間の人間関係や発生した問題行動に対する確に引き継ぎを行い、今後活かす。</p> <p>*◎現状と課題を明らかにし、今後の指導方針を検討・共通理解をする。</p> <p>*◎児童の安全を見守り、巡回日誌の活用を通して、トラブルの未然防止に努める。</p>	<p>◇スクールガード等による子ども見守り隊</p> <p>△巡回指導</p>	